

1 ・法失効後における「同和地区」、「同和関係者」の位置づけ

同和対策の特別措置法が存在した当時の「同和地区」「同和関係者」は、法失効後の現在、どのように位置付けられていますか。

(回 答)

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が平成13年度末をもって失効したことにより、現在は、地域や人を特定するための「同和地区」や「同和関係者」といった捉え方はしていません。

ただし、法律が失効したからといって、同和问题そのものが解決したわけではありませんので、人権行政を進めていく上において、例えば「人権に関する県民意識調査」などにおきましては、県民意識の推移を把握する観点から、今後においても「同和地区」等の表現を用いることはあると考えています。

2 ・同和问题に関する県民の「差別意識」について

同和问题に関する県民の「差別意識」について、現在も「根強い」と考えているかどうかお聞かせ下さい。「根強い」と考えている場合は、その理由・根拠もお聞かせ下さい。

(回 答)

平成14年度に実施しました「人権に関する県民意識調査」では、「同和地区や同和地区の人を気にしたり、意識することがあるか。」との設問に対して、「気にしたり意識したりすることはない。」と答えた方が45.7%、また、「同和地区出身者との結婚について」未婚の方に聞いたところ、「自分の意思を貫いて結婚する(26.5%)」、「親の説得に全力を注いだのちに、自分の意思を貫いて結婚する(36.1%)」が、併せて62.6%となっています。

この調査結果及び国の実施する「人権擁護に関する世論調査」の結果などからも、すべての県民の心の中から差別意識がなくなったという状況には至っていないものと理解しています。根強く残っているか否かにつきましては、あくまでも個々の受け止めにより変わってくるものであり、県としてこうだとはお示しできません。

なお、平成24年度に予定しております意識調査の結果も踏まえながら、引き続き県民意識の推移を把握し、今後の人権施策に活かしていきたいと考えています。

3 ・「差別事象」についての見解

「差別事象」についての見解を聞かせて下さい。

(1) 意図に関わりなく賤称語を使えば「差別事象」だと考えていますか。

(回 答)

賤称語を使った方がどういう意図で使ったのか、ということはケースバイケースであり、その判断も難しいとは思いますが、一般的に相手を蔑むために用いたり、比喩的に使用することは差別表現にあたるかと考えています。

(2) 児童・生徒が賤称語を使った場合も「差別事象」であると考えていますか。

(回 答)

児童・生徒に係る事案につきましては、個々のケースに応じて学校現場が主体的に判断した上で県の教育委員会に報告されているものと理解しています。

(3) 「差別事象一覧表」として毎年、集約・公表されているものは、同和問題関係事象にほぼ限定されています。集約・公表の根拠が県の「人権尊重の社会作り条例」(第2条2項)にあるということですが、それなら他の課題の状況が集約されていないのはなぜでしょうか。それとも女性や障害者・高齢者への差別はないということですか。

(回 答)

差別事象につきましては、高知県人権尊重の社会づくり条例の第2条2項の規定に基づき、県内の地方公共団体から情報提供を受けたもの、及び県の教育委員会から情報提供を受けたもの等を人権課で集約しています。

県は「同和問題」、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害者」、「H I V感染者等」、「外国人」に対する人権侵害の問題を大きな柱として掲げて様々な人権施策に取り組んでいますが、このうち同和問題以外の課題への対応や侵害事例の把握につきましては、人権課以外のそれぞれの課題を所管する部署が対応しています。

こうしたことから、人権課に情報提供のある人権侵害事例は同和問題が主となっていますが、地方公共団体等に対して、特に同和問題に限っての情報提供は求めているものではありません。

なお、差別事象の集約結果については、関係する団体等から情報提供依頼があれば、提供することとしています。

4 ・人権啓発センターの補助事業について

人権啓発センターが実施している補助事業の対象に不適當ではないかと思われるものが以前には見られました。このセンターへの指導や事業内容のチェックはどこが行っているのでしょうか。

(回 答)

県は、(財)高知県人権啓発センターへの委託業務の一つとして、民間団体が自主的に行う人権意識の高揚を目的とした講演会などの活動を支援するための助成事業を実施しています。

この事業の助成決定にあたりましては、県人権課職員、(財)高知県人権啓発センター職員、及び外部の有識者2名で構成する審査会の審議を経て決定しており、これまでに助成決定した事業で不適當なものはないものと理解しています。

また、同センターへの委託業務に係る適正な履行と質の確保につきましては、県の定める「品質管理ガイドライン」に沿って対応しています。

5 ・市町村の人権啓発について

市町村の広報における「人権啓発」の記事(特に同和問題)には、事実を歪めたりまた、主観的・恣意的な内容によって誤解・偏見を与えるものが見られます。

また、前進面に目を向けず、問題点を強調することで差別や偏見を助長すると危惧されるものが見られます。

(1) このような「行政啓発」をどのように考えていますか。

(回 答)

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、基本理念については、同法第3条で「……国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」と規定されています。

すべての市町村の広報に目を通してはいる訳ではございませんが、各市町村においても法の趣旨にのっとり人権啓発を行っているものと理解しています。

(2) 行政が県民の意識に働きかけて、それを変えることが可能であると考えていますか。

(回 答)

国、本県、及び他の地方公共団体が実施しております人権に関する意識調査の結果を見ましても、様々な人権課題における偏見や誤解、さらには差別意識などが存在しています。

人権が尊重される社会を築き上げていくためには、県民意識の高揚を図り、人権尊重の理念を普及させていくことは欠かせない取り組みであり、かつ「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に沿った取り組みであると理解しています。